

指定小児慢性特定疾病医療機関 届出事項一覧表

届出事項		指定申請書	変更届	廃止届	休止届	再開届	(任意様式) 辞退届	処分を受けた旨 (任意様式)	添付書類
新規申請	初めて指定を受けるとき	○							開設者が法人の場合は役員名簿
既に指定を受けている場合	①病院・診療所・調剤薬局の所在地の移転 ②開設者の交代 (別個人へ交代、個人⇄法人、別法人へ交代) ③診療所⇄病院に変更	○		○ 従前の医療機関については 廃止届					開設者が法人の場合は役員名簿
	①名称の変更 ②所在地の表示の変更 (住居表示変更や地番整理等によるもの) ③開設者の氏名・法人名称の変更 ④開設者の住所・主たる事務所の所在地の変更 ⑤訪問看護ステーションの所在地の移転 ⑥指定の自動更新の該当⇄非該当 ※1)		○						開設者が法人の場合は役員名簿
	①開設者が死亡した場合 ②開設者が業務を中止した場合			○					
	開設者が自己の意思、その他の事由により当該業務を休止したとき				○				
	休止届を提出した開設者が当該業務を再開したとき					○			
	指定小児慢性特定疾病医療機関としての指定を辞退するとき ※30日以上予告期間が必要です						○		
	医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき							○	

・変更等の届出は、変更等の事由が生じた日から10日以内をお願いいたします。

なお、医療機関コードが定まっていない場合は、その旨を様式の余白等に鉛筆で記し、確定後に電話連絡をお願いいたします。

・変更届の際、指定通知書の書き換えを希望する場合は、届出用紙に指定通知書を添えてご提出ください。

・届出は郵送・窓口どちらでも可です。

※1. 診療所または保険薬局であって、開設者である保険医・保険薬剤師のみが診療・調剤を行っている場合、

もしくは、開設者である保険医・保険薬剤師とその家族のみが診療・調剤を行っている場合は、

児童福祉法施行規則第7条の33の規定に該当し、その申出により指定が自動更新となります。

なお、家族の範囲は、開設者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族もしくは兄弟姉妹です。

また、申出後に該当しなくなった場合は、変更届により届出が必要です。